

有料サイトの
未払いが・・・
29万円を・・・



スマートフォンに、「ご利用の料金について、本日中に連絡ください。」とSMSが届いた。

電話をしたら、実在するサイトを名乗り、未払いがあると29万円を請求された。利用した覚えがない。

消費者庁のイラストを加工

実在するサイトなどを騙る 架空請求にご注意!!



ここが重要ベニ!!

- 実在するサイトなどを騙り、SMSで支払いを請求する相談が寄せられています。
- 不安を煽る内容のSMSを送り、消費者に連絡させるのが狙いです。
- 心当たりのないSMSが届いても、相手には絶対連絡しないでください。URLが記載されている場合は、フィッシングの可能性があります。絶対にタップしないようにしましょう。
- 利用した覚えのない請求は、支払わずに無視しましょう。
- 心配なときは、消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター 相談専用電話

023-647-2211

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火～日曜日(月・祝休館)午前9時～午後5時

又は 消費者ホットライン

い や や
188